

議会基本条例案において「別に条例で定める」とした事項について

(議会基本条例案)

①議会の議決すべき事件及び議会へ報告すべき案件

(議決事件及び報告案件の拡大)

第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件及び議会へ報告すべき案件については、別に条例で定める。

堺市議会の議決すべき事件等に関する条例 ←

②議員の政治倫理

(政治倫理)

第28条 議員は、本市議会が議員の政治倫理確立の先駆であることに鑑み、常に高い倫理観を持って、誠実かつ公正に活動することを通じて、市民との信頼のきずなを深め、その職責を果たすことによって、市勢の発展のために尽力しなければならない。

2 前項の規定のほか、議員の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める。

堺市議会議員の倫理に関する条例 ←

③議員定数

(議員定数及び議員報酬)

第29条 議員定数については、議会の責務を果たし、市民の負託に応えるため必要とされる議員数を常に検証するとともに、各選挙区において選出される議員一人当たりの人口の格差にも十分に配慮し、別に条例で定めるものとする。

堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例 ←

④議員報酬

(議員定数及び議員報酬)

第29条

2 議員報酬については、議員の活動及び職責に見合う対価を勘案し、市政の現況及び社会経済情勢等の変化を踏まえ、別に条例で定めるものとする。

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例 ←

⑤政務活動費

(政務活動費)

第30条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動の充実を図るものとして、積極的に活用するものとする。ただし、その支出に関しては、用途を明らかにし、支出の透明性を確保するため、支出に関する証拠書類を公開し、活動成果の報告に努めるなど適正に取り扱うものとする。

2 前項の規定のほか、政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。

堺市議会政務調査費の交付に関する条例 ←